

平成30年4月1日 申請受付開始



空家の解体費用の一部を補助します

～松前町空家等除却支援事業補助金～

相談・受付窓口 町民生活課 ☎ 42-2633（直通）

空家などを放置すると、防災・防犯・衛生等のうえで、近隣の方に迷惑をかけることになります。また、損害が生じた場合、空家などの所有者が責任を問われることもあります。

町民の皆さんのが安全で安心して生活することができる環境を確保するため、空家の解体を行う方に費用の一部を補助します。

事業の概要



補助を申請できる方

- 空家等の所有者（個人）
- 空家等の所有者の相続権利人
- 暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でない者



補助の対象となる空家等

- 建築後概ね30年以上経過している住宅で、居住その他使用されていない状態が概ね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- 他の公的補助等と重複していないもの



補助金額

- 補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）で上限は60万円です。



補助の対象となる事業

- 対象となる空家等の全部を解体し、所在地を更地にする工事
- 町内の解体事業者等（建設業法に基づく建設業の許可を受けた事業者またはリサイクル法に基づく登録を受けた事業者）に依頼して行う工事



留意事項

- 必要に応じて空家の現況・工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。
- 平成30年4月1日から申請受付を開始しますが、補助要件の確認及び添付書類のご案内のために、事前の相談をお願いします。

